

京都市告示第 24 号

平成28年4月1日京都市告示第37号の一部を次のように改めます。

令和3年4月1日

京都市長 門川 大作

表以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施行規則」の右に「第1条第1項,」を加え, 表中「(2)の項」を「(1)の項及び(2)の項」に, 「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改める。

(都市計画局建築指導部建築審査課)